

特許庁長官意見照会回答不要通知書

平成 年 月 日  
回答不要通知番号第 号

特 許 庁 長 官 殿

税関長 印

平成 年 月 日付特許庁長官意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税込率法第21条の4第8項の規定に基づき通知します。